

## ■地域再生計画申請スケジュール

支援措置の名称	支援措置番号	事前相談期間	認定申請受付期間
①地方創生推進交付金	【A3007】	4月27日（水）～6月10日（金） 15時まで	6月13日（月）～6月17日（金） 15時まで
②地方創生道整備推進交付金	【A3008】	4月27日（水）～6月3日（金） 15時まで	
③地方創生汚水処理施設整備推進交付金	【A3009】		
④地方創生港整備推進交付金	【A3010】		
⑤地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）	【A2007】		
⑥生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例	【A3011】		
⑦地域再生支援利子補給金	【A2004】	5月23日（月）～6月3日（金） 15時まで	
上記以外の支援措置			

## ■地域再生計画の提出先

支援措置の名称	支援措置番号	提出先住所	担当者	電話番号	e-mail
①地方創生推進交付金	【A3007】	各都道府県窓口			
②地方創生道整備推進交付金	【A3008】	〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-11-39永田町合同庁舎6階 内閣府 地方創生推進事務局	白根・江川・劔崎（けんざき）	03-5510-2456	e.chiikiアットマークcao.go.jp
③地方創生汚水処理施設整備推進交付金	【A3009】		堀、松脇、天野	03-5510-2475	
④地方創生港整備推進交付金	【A3010】		堀、大原、久保（結）、田部（たなべ）	03-5510-2474	
⑤地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）	【A2007】		川原・石郷岡（いしごうおか）・天野	03-5510-2473	
⑥生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例	【A3011】		堀、大原、久保（結）、田部（たなべ）	03-5510-2474	
⑦地域再生支援利子補給金	【A2004】				
⑧地域再生計画全般に係る問い合わせ先					
①～⑦以外の支援措置に係る問い合わせ先					

## ■支援措置ごとの事業内容等に係る相談先

支援措置の名称	支援措置番号	相談先	担当者	電話番号	e-mail
①地方創生推進交付金	【A3007】	内閣府 地方創生推進事務局	【個別相談に係る窓口】 瀧美、四元、吉中、宇都宮、丹羽、喜多下、久保田、大森、木村、岡本、米山  （地域再生計画の認定申請全般に係る窓口） 堀、大原、久保（結）、田部（たなべ）	【個別相談に係る窓口】 03-3581-4213 03-3581-4214 03-3581-4215 （地域再生計画の認定申請全般に係る窓口） 03-5510-2474	【個別相談に係る窓口】 chiiki. sosei-senکوアットマークcao.go.jp  （地域再生計画の認定申請全般に係る窓口） e.chiikiアットマークcao.go.jp
②地方創生道整備推進交付金	【A3008】		白根、江川、劔崎（けんざき）	03-5510-2456	e.chiikiアットマークcao.go.jp
③地方創生汚水処理施設整備推進交付金	【A3009】		堀、松脇、天野	03-5510-2475	
④地方創生港整備推進交付金	【A3010】		堀、大原、久保（結）、田部（たなべ）	03-5510-2474	
⑤地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）	【A2007】		川原、石郷岡（いしごうおか）、天野	03-5510-2473	
⑥生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例	【A3011】		堀、大原、久保（結）、田部（たなべ）	03-5510-2474	
⑦地域再生支援利子補給金	【A2004】				
⑧地域再生計画全般に係る問い合わせ先					
①～⑦以外の支援措置に係る問い合わせ先					